

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年11月)

協会けんぽ・青森県労働局からのお願い

定期健康診断等の結果を協会けんぽに 提供することにご協力ください

対象者 40歳～74歳の被保険者(生活習慣病予防健診の受診者については不要です。)

- 労働安全衛生法に基づく健診結果を保険者(協会けんぽ等)に提供することは、**法律に基づく義務**であり(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)、第三者提供に係る**本人の同意は不要**です。
- スムーズにご提供いただくため、健診実施機関と契約をする際に、健診実施機関から直接協会けんぽに結果を提供することについても契約をお願いします。
- ご提供いただくことで、青森支部の健康保険料率の引き下げにつながります。(インセンティブ制度)

ご提供方法の
詳細はこちら ↓



インセンティブ制度について
詳細はこちら ↓



外部委託について

定期健康診断結果の提供勧奨業務の一部を、令和3年10月から「株式会社エム・エイチ・アイ」(東京都)に委託しております。
ご連絡がありましたら、ご協力をお願いいたします。

Webによる遠隔面談を 実施しています!

コロナ禍でも
安心

協会けんぽでは、Webによる遠隔面談を外部委託しています。
通信費用を除き、健康サポート(特定保健指導)の費用は**無料**です。
コロナ禍において、対面による面談に不安を感じておられる方は、是非ご利用ください。

対象となる方がおられる事業所へ「**保健指導(健康相談)申込書**」をお送りしていますので、④Webによる遠隔面談をご希望ください。
FAXでお申し込み※いただいた後、委託先よりご連絡いたします。

※ご希望日の10日前までをお願いします。

健康サポート(特定保健指導) 選べる4つの実施方法

- ①協会けんぽの保健師等による訪問
- ②保健指導実施機関へ来所
- ③協会けんぽ青森支部へ来所
- ④Webによる遠隔面談

令和3年度の委託先は 日本ATM株式会社(東京都) です

スマートフォン
タブレット
パソコン
のいずれかでテレビ面談

70%の方が
身体改善を実現

※委託先の日本ATM(株)の
令和2年度実績

いつでも手軽に!
7:00～22:00まで
対応可能
※土日は月1回

令和3年度 被扶養者資格再確認の ご協力をお願い



**被扶養者確認リスト等の提出期限は
12月20日(月)迄です。**

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

今年度は、10月下旬から11月中旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りしております。

被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。

「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

株式会社黄金工務店 様

事業所所在地：青森県青森市 従業員数：16名 事業内容：総合建設業

取組内容

- ・インフルエンザ予防接種の費用負担
- ・健康診断受診率 毎年100%
- ・健診後の特定保健指導実施
- ・血圧・体重を測定し、結果を記録管理
- ・ラジオ体操の実施
- ・敷地内全面禁煙日を設ける



取組のご感想を伺いました！

安心して長く働ける職場環境の重要性を強く感じています。社員とのコミュニケーションを大切にし、健康が本人そして家族の幸せに直結していることを確信し、これからも健康経営とワークバランスを大切にしていきたい。



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3

ニッセイ青森センタービル 8階 TEL 017-721-2799(代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>